

児童手当、乳幼児・子ども医療証の 申請内容変更届について

【 届 書 】

※該当する制度にチェックしてください。

児童手当
 乳幼児・子ども医療証
申請内容変更届
新宿区長 宛
○年 ○月 ○日

② 氏名 シンジユク タロウ
新宿 太郎
生年月日 ○○年 ○月 ○日

※変更した(する)項目のみ記入してください。

③ 被保険者証番号・番号 ○○-○○ △△△△
加入者名・保険者番号 新宿区 全国健康保険協会 (右づめ) 番号 138040
被保険者氏名 新宿 太郎
発給取得年月日 ○年 ○月 ○日

④ 住所
受給者(保護者) 新宿 花子 新宿区歌舞伎町1-4-1
同居 別居
同居 別居
同居 別居
同居 別居
電話番号 03-3209-0000
変更年月日 ○年 ○月 ○日

⑤ 氏名
受給者(保護者) 四谷 太郎
配偶者 四谷 一郎
児童 〇
変更年月日 ○年 ○月 ○日

⑥ 金融機関名 ◇◇◇ 信用金庫 ○○○ 〇〇〇 本店
口座番号(右づめ) 普通 1 2 3 4 5 6 7
口座名義人(※力ずけ記入) シンジユク タロウ

※処理欄
児手
医



届出内容に変更があった場合、変更届の提出が必要です。下記の内容に変更があった場合、必要箇所に記入のうえ早めにお届けください。

なお、届書のほかに添付書類が必要な場合があります。

不明な点等ありましたら、子ども家庭課子ども医療・手当係にお問い合わせください。

《 届出が必要な変更 》

- ◆ 加入している健康保険(年金)の変更
- ◆ 住所の変更
- ◆ 氏名の変更
- ◆ 登録口座の変更

※申請(請求)者が変わる場合は、別紙「認定請求書及び交付申請書(保護者変更)」を使用してください。《例》生計維持が、子の父から子の母に移った等

注：児童手当に関しては別途受給事由消滅届が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【記入にあたっての注意点】

① 申請する制度にチェックを入れてください。

② 児童手当⇒現在手当を受けている方

乳幼児・子ども医療証⇒医療証を利用している子の保護者の方の氏名・生年月日を記入してください。

以下は、今回変更した(する)項目のみ記入してください。

※各項目の頭にチェックする箇所があります。変更した(する)項目にチェック「✓」をしてください。

③ 加入保険(年金)に変更があった場合

加入保険欄にチェックを入れ、変更後の健康保険内容を記入します。

※被保険者と児童の保険証のコピーを添付してください。

④ 住所に変更があった場合

住所変更欄にチェックを入れ、変更後の住所を記入します。

《児童

手当》

・受給者（保護者）の住所変更 新宿区内のみ届出が必要です。新宿区外へ転出された方は、新宿区での受給資格はなくなります。転出先で再度手続きが必要です。

・配偶者や児童のみの住所変更 新宿区内・区外を問わず、届出が必要です。

《乳幼児・子ども医療証》

・受給者（保護者）の住所変更 新宿区内の場合、届出が必要です。新宿区外の場合、保護者の変更手続（別紙）が必要になります。

・児童のみの住所変更 新宿区内の場合、届出は不要です。新宿区外の場合、新宿区での受給資格はなくなります。医療証をお返してください。

⑤ 氏名に変更があった場合

氏名変更チェックを入れ、変更後の氏名を記入します。

※受給者（保護者）の氏名に変更があったときは、「振込先変更（⑥）」も必要となります。

⑥ 登録口座に変更があった場合

振込先変更チェックを入れ、変更後の振込先を記入します。

※一部振込先にご指定いただけない金融機関があります。

また、振込口座の口座番号及び口座名義は金融機関で登録したとおり、はっきりと記入してください。口座名義が1文字でも違うと振り込みできません。支払いが遅れる原因になりますので、注意してください。※金融機関の統合等による店名変更は、口座番号の変更がなければ特に届出の必要はありません。

《児童手当》

振込口座は、受給者名義の口座に限ります。配偶者、児童の口座に振り込むことはできません。

※口座振込変更届の締め切りは毎月20日です。締切日までに子ども医療・手当係に届いたものが翌月から変更されます。提出日に注意してください。

《乳幼児・子ども医療証》

原則受給者名義の口座をご指定ください。配偶者名義を指定する場合、委任状（別紙）が必要となります。なお、児童の口座は指定できません。

※委任状は新宿区の子ども医療費助成のホームページから印刷できます。

お問合せ先

新宿区子ども家庭部子ども家庭課
子ども医療・手当係

TEL 03-5273-4546 【直通】

FAX 03-3209-1145

